

仮使用認定申請手数料（第7条関係）

■建築物の一部(同一棟に限る)を仮使用する場合

(単位:円)

床面積の合計	手数料の額		
	建築物の用途等		
	①	②	③
100㎡以内のもの	22,300	25,000	28,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	31,000	35,000	41,300
200㎡を超え、500㎡以内のもの	42,300	47,600	56,600
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	69,600	83,600	98,600
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	98,300	117,300	120,000
2,000㎡を超えるもの		120,000	
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物	
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、車庫その他これらに類する用途のうち、その用途が過半となる建築物	
	③	上記以外の建築物	

床面積の合計は、仮使用に係る部分の床面積の合計とする。

ただし、当該申請の前にセンターで仮使用認定通知書(当該申請建築物以外の建築物の場合に限る)の交付を受けている場合は、仮使用認定を受けている部分の床面積(別棟部分に限る)を除く

仮使用認定申請手数料（第7条関係）

■前表に掲げる場合以外の場合

(単位:円)

床面積の合計	手数料の額		
	建築物の用途等		
	①	②	③
100㎡以内のもの	18,000	20,000	22,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	24,000	27,000	32,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	33,000	37,000	44,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	54,000	61,000	72,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	75,000	85,000	100,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの		140,000	200,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの		160,000	220,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの		180,000	250,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの		200,000	280,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの		220,000	300,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの		260,000	360,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの		290,000	400,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの		380,000	530,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの		600,000	840,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの		680,000	1,040,000
200,000㎡を超えるもの		850,000	1,300,000
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物	
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、車庫その他これらに類する用途のうち、その用途が過半となる建築物	
	③	上記以外の建築物	

床面積の合計は、仮使用に係る部分の床面積の合計とする。

ただし、当該申請の前にセンターで仮使用認定通知書(当該申請建築物以外の建築物の場合に限る)の交付を受けている場合は、仮使用認定を受けている部分の床面積(別棟部分に限る)を除く

完了検査及び仮使用認定申請における 省エネ適合性判定を要した建築物の割増手数料

● 建築物が建築物省エネ法に係る適合性判定を要する場合には、下表に掲げる額を加算する。

ただし、当該申請の前にセンターで仮使用認定通知書(当該申請建築物以外の建築物の場合に限る)の交付を受けている場合は、仮使用認定を受けている建築物(別棟に限る)の割増手数料は加算しない。

単位:円(非課税)

省エネ判定対象床面積(棟ごと)	省エネ判定の建築物の用途	
	工場等	左記以外
500㎡未満	7,000円	9,000円
500㎡以上、1,000㎡未満	12,000円	14,000円
1,000㎡以上、2,000㎡未満	17,000円	20,000円
2,000㎡以上、3,000㎡未満	28,000円	40,000円
3,000㎡以上、4,000㎡未満	28,000円	44,000円
4,000㎡以上、5,000㎡未満	30,000円	50,000円
5,000㎡以上、6,000㎡未満	30,000円	55,000円
6,000㎡以上、8,000㎡未満	33,000円	57,000円
8,000㎡以上、10,000㎡未満	39,000円	58,000円
10,000㎡以上、20,000㎡未満	42,000円	60,000円
20,000㎡以上、50,000㎡未満	45,000円	79,000円
50,000㎡以上、100,000㎡未満	60,000円	84,000円
100,000㎡以上、200,000㎡未満	68,000円	104,000円
200,000㎡以上	85,000円	130,000円

※1 割増手数料は、適合性判定を要した建築物ごとに算出した額の合計とする。

※2 建築物の用途で工場等とは、工場(評価対象が照明設備のみ)、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとする。

※3 省エネ適合性判定が必要な建築物でセンター以外の機関が判定通知書を交付した場合は、表の各区分の額の2倍とする。

※4 省エネ適合性判定を必要とした増改築において既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用した場合の対象床面積の区分は、既存部分の床面積を除いた床面積とする。
ただし、既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用しない場合にあつては、既存部分を含めた建築物全体の床面積とする。

※5 省エネ適合性判定が必要な建築物で一定範囲内の省エネ性能が低下する変更が生じた場合は、表の各区分の額に当センター建築物省エネ法判定業務規程の適合判定料金に0.1を乗じた額を加算する。

※6 建築物全体が当該省エネ適合性判定の計算対象から除外される用途の場合、当該割増手数料は加算しない。

● 各検査申請手数料に下表の対象地域の場合は割増手数料を加算いたします。

ただし、床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物は除きます。

地域区分	割増手数料	対象地域(愛知県)
A地域	10,000円	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、豊根村、岡崎市、安城市、幸田町
B地域	15,000円	名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、豊田市、刈谷市、西尾市(佐久島を除く。)、知立市、高浜市、みよし市、碧南市、半田市、大府市、東海市、知多市、東浦町、阿久比町
C地域	20,000円	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、北名古屋市、清洲市、岩倉市、犬山市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、津島市、愛西市、飛島村、蟹江町、大治町、弥富市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町、西尾市(佐久島に限る。)

※ 同一団地内で同日に連続して複数の建築物の検査を行う場合は、1つの検査申請のみに割増手数料を加算します。ただし、申請者の都合により別々の検査に変更となった場合は除く。

※地域別割増手数料も含む中間及び完了検査申請、仮使用認定申請の手数料は非課税となります。

